語箋

831
60
13

み

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

美部

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

大正
4.215
請求

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

身和之四十
総和十八ノ九十
鑿 和十九ノ三十
箕 和十ノ十三
身ニアハスヤリ名 徒小路

ニテ（元）ヨリ
ありよ（敷ほ）後をこゑゝそゝもし、こゝろ
ゝゝすり（敷ほ）ゝゝそゝもう（敷ほ）のゑにおゝ
ゝをい、ゝゝもうとてそのゝ新を
ゝ（徒小路）（雅楽）ゑを懸廻し暗の為
ゝうハ母屋玉簡に御簾ノ懸て内に
事ハ御ノ几丁シ母屋に立テ其手
ガリタうハ其手ノ上に拳り握り当テ二拳許
鉤ノ付様ハ常ノ如し堅代へ其術
代ハ御簾ノ方に当テ懸ノくし小端ノ枚ノ入テ先ッ青ヨり一方ヅ
ゝテ四ノ隅シハ庇合ヤテ御簾ノ縁に巻上テ内外ノ角シレテ上ゟ下に
ゝ後取合テ裾ゟ上サニ七八寸許リ折重テ其一ほノ下に
下裏にして掛ゝつし紐ゞゟにゝ定リ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　　ガラス使用

三重の袴 白の平みのう

三重かさねの扇 紙かんむ

三重の袴 後ろ云

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

三重婇獻御盞　古事記

天皇（雄略天皇）朝倉宮　坐長谷之百枝槻下、爲豊明築之時、伊勢國之三重婇、指擧大御盞以獻、爾其百枝槻葉、落浮於大御盞、其婇不知落葉浮於盞、猶獻大御酒、天皇看行其浮盞之葉、打伏其婇、以刀刺充其頸、將斬之時、其婇白天皇曰、莫殺吾身、有應白事、即歌曰、麻岐牟久、比志呂乃美夜波、阿佐比能、比傳流美夜、由布比能、比賀氣流美夜、多氣能泥能、泥陀流美夜、許能泥能、泥婆布美夜、夜本爾余志、伊岐豆岐能美夜、麻紀佐久、比能美加度、爾比那閇夜爾、淤斐陀弖流、毛毛陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤弊理、那加都延波、阿豆麻袁淤弊理、志豆延波、比那袁淤弊理、本都延能、延能宇良婆波、那加都延爾、淤知布良婆閇、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、淤知布良婆閇、斯毛都延能、延能宇良婆波、阿理岐奴能、三重能古賀、佐佐賀世流、美豆多

三八

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

嬰児（みどりご）　和二ノ十三ウ

蒼鷺（みとさぎ）　和八ノ十七ウ

水鶏（みとり）　和十ノ十ウ

徒歩（かち）ノ　和十ノ十ウ

徒歩乃（かちの）　五ノ十八オ

御戸代（みとしろ）　大祓後釈下ノ四十五ウオ　御年代（みとしろ）ニモ

[illegible]かくみねをそくろ[illegible]ものまくそ[illegible]
ありて　おやのつかうまつるさくらん

凡例　此書の題　永仁二年三月大江宗秀が義人のありて之を
書しるせるもとよりつくりごとにはあらねど
かくらんかしこきうへの御もてなしなどはまのあたりに
もる月かくらんの名
霊異記上十六下　題注　利古
清輔　をもてをぬひてゐひをしるる事ありて二をの
松のこずゑをきりおとせる

ここちの条
みとりごの日ぐち
水鶏（くひな）
三重の塔の事
ここと琴
ここちの病　醫
ここち重病をうしなひ人ものぐるほしの梅花

多武峯少将物語　源知行事　許嫁
名許婚母尼公　多武峯少将
現身ながら母尼公許へ多武峯少将
源氏秀行　叙世業也

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

三ト

ミトミトノマグハヒ水戸光圀卿愚人ニ道ヲ開セ玉ヒシヿ文二五
ミトリ色 貞三ノ廿七
ミドリハリ 類抄十八 アスリノカミ
水戸深泥 名所 三八 初瀬川 めぐる中も くるく 玉を 空 三帆の うらうら

三所藤 貞十八十ミ ヤトラミノ梓弓 五ノ一 春雨下
三所物 貞十三ノ十七 目貫笄小刀 此三品揃ヲ三所物ト唱
ミトノマグハヒ 伎一ノ三六
御読経 栄花 梨下 卅五

宝 和十三

みちとせの桃 東方朔 王母桃
みつとせを捨てあくりもきこゆる 三千とせ 桃

宝鏡 古今新語を理る 鏡を ...
新語 此人の心をみすけ 玉見 ...
宝鏡 古来 ...
君之 ...
狭 一丘 ...

三千歳ノ桃 古事記上 小説 三ノ三ウ
ミチ 由駅 今八二
陸奥紙 文三ノ六 源 二ノ三二
道者 貞二ノ十六
道ユカス 上一ノ三
道で
道守 別当 人一ノ十一
道ヲ立ル者 白拍子ノ道ヲ立ル 盛衰記十七ノ四十
道行ぶり 類三三 [illegible]
り

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

見めせの人とともに笈十三

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

三ノ上ウ 諂賊世人也 ニテウ賊見
[illegible]

(三ノ)
賤回男反
海松 和毛ノハテ

[illegible]

海松毛 [illegible]ノ五五
[illegible] 所ろ十六ノ五ニ 一一一黒苔ノ如シ 衣色
[illegible] 所ろ十六ノ七ニ 一一一狩衣
厂衣 所ろ毛ノ廿ニ 一一一一面黒裏青老色也
[illegible] 所ろ十二下ノ九ウ [illegible]ろの(狩衣)しろう
しろきあり。うすいろのきぬをかさねきるよし

水脈船 和十ノ二十

神中納言

美麗屋十郎 平家ケ十一ノ巻流布

大威力烏枢瑟摩明王任止ニ水極トラント欲シ云々

神酒 和十三ノ四

みわ 御毛ノ歌 和一ノ十一又ニノ八ウ

(三カ)

みがく 四 [illegible]

みがくし 四 下 九十六丁

霊(ミカケ) 和二ノ十三丁

闇人(ミカトモリ) 和二ノ十四丁

木蜂(ミカバチ) 和十九ノ十三丁

蟷(ミカラ) 和十九ノ十四丁

鬚(ミカヅラ) 和十三ノ十三丁

美人顔無(ミカホモナク) 五一ノ七オ

三日の夜の祝ひ
もちこ持
もちとよ
もちと餅

御構

三笠の山菊代 やのア
御構の子の名を 源氏
御裳の姫 たのつア 御嶋の姫

三河物語 大久保彦左エ門忠義作 国文学廿五ノ五三

身替り坊主 ろちせき [illegible] 八ノ廿七

身カウ

かげろふ日記二 こその夏に[illegible]
ひくらしもとりくやいあらぬ

沖云 三カラハ身ヅカラニ

柏木 三笠山

又追加 かしは木のもりのこのまのさくらも[illegible]
山のかひある身の[illegible]

中将少将 〔本義抄〕兵衛督ヲ三カサ山ト云 [illegible] 八雲御抄ニ 三カサ山ハ大将

木に掛せて
あやまる人のいとなく

三カクレ

かくれみの
[illegible]

三カサモリ

忠峯 長歌
ことのはの [illegible]

三笠山

拾遺 藤原義孝少将

あしひきの山 [illegible]

三代まてもあめそ
下紐のを
ふかくて呼ぶまろね人
あふさの関
こよろぎの渚
ミヨリ与十五ノ十五

ミカ 参河後風土記作者
ミかいさらど 長二 枕ノ十ミカ 三笠ノ山ノヨトメハバカリ まつム糸ス与十五ノ
三河後風土記徳川歴代作者 況ヲカ 長二 呂ニノ七ヤ才
三神山 芝ノ 三日ノ餅 枕ノ十
ミカリ 十二ニ 与ミテ 身固 与ナニノ
笠 ろくそ 民ニ 張ル子見ニテスリテ え子世ニ
みくし 小七十与ロノ七 天子ノ御七ニたそ
神 かんだ 江ニミノナニ 進新 多神三十
新 江ニミノナニ

忘草 枕ノ巫 ノ十七ノ
富士ノ時 巫
三笠附 同字ニ仰 新拾三ノ六十三ノ
冠附 なやいこと ゆら下 矢のつる 富附 大夏附 笠附
ゆみ弦 十もつる ミて 玄のまこと 与ら ゲ
地ニ附 なまり なまり
謎附 新の、 新の譲の里ふる

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『語箋』請求記号 831-13

ミタ 内裏 内一ニ六 ホツタ 今尺九オ

内裏所ミノ九

陀ノ事後ニまん

乱緒 舟三七 図ア 物具装束ニ

乱緒 ホシノナ

ミ乱髪 ウナニノ七ウ

乱箱ニ入ル漫ニ 乱箱 唐乱五ウ

ミタレヤウヒ ホニノハ ミタレ 所ニ 板ニノ七オ

ミタニノ二 ウニニウ

ミレ

ミソ味醤 葵ニハウラノハ 従下七九ハ

安貞(嘉) 列ヌる人ニ名

(ミレ)

ミソ

ささぐ 四加四段 因三 濫 高
ささちかた四去変
ささちかた四段 別 四
ささえ 四中共七丁

霙 ミソレ 和一ノ三丁
霙 ミソレ 和一ノ三丁
灘 和一ノ八丁
寶盆 ミソカタト 和二ノ十五丁
鼠尾草 ミソハナ 和九ノ七三丁
衣架 ミソカケ 和四ノ七丁
未將西 ミソキノカタ 和五ノ十九丁

手のうらくし 茶
ゆびのあいだ 俗ゆびのあいだ
三物の綸詳論 春ノ三五ノ八八頁 慶弁画 多取所のこと

新古訓統詞 うみのそこの松をよろこぶる 諸人をこそ
あやめ 檜垣姫宮の御 ちはやふるうじ
神注可見
殿田よりかりうどを又の日
ゆきもてゆきもてゆきもて
国元をおもひやるこころ
ゆきもてゆきもてゆきもて

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

味噌 醤ニハ
ちゝハ 後下モ九ル

家ヲ 和世乃人一モ

衣架 口ヲ出ノミニ

ゝゝそひめ 衣桁 和セノナセオ

ゝゝひめ 屋七長一九

ゝゝそひめ ちゝニノせ

ゝゝそひめ サウスヰ ちゝニノにニ

みそ(ハヘモノ ちゝニノにニ

蚤ノ吸物ちゝニノ段見

三内ロ次 雫モ丁 一水引結物ヲ」訴訟事中ニ間見用ノ おハ白紅ゝゝり 此一紙物結ゝん女房髪しゝり 同前ハ高ヲ折ゝ永引 一向ヲ用ゝん半白ノ上ヨリ出ル 永引白ロト字ノ外折ニ用ゝ」結様事中ニ間見用ノ (ん物ハ片結也 細ゝ用見ゑ牛物ハ片結也 物ハモ呂加那也) 」又帯ノ結様事中ニ間見用ノ 中信トノ女ヒヲ花テ ヲ結ヒ 帯ゝ片結ナリ

厨子棚 ゝゝそひめ 屋七長一九

ゝゝそひめ ちゝニノせ

ゝゝそひめ サウスヰ ちゝニノにニ

みそ(ハヘモノ ちゝニノにニ

蚤ノ吸物ちゝニノ段見

三内ロ次 雫モ丁 一水引結物ヲ」訴訟事中ニ間見用ノ おハ白紅ゝゝり 此一紙物結ゝん女房髪しゝり 同前ハ高ヲ折ゝ永引 一向ヲ用ゝん半白ノ上ヨリ出ル 永引白ロト字ノ外折ニ用ゝ」結様事中ニ間見用ノ (ん物ハ片結也 細ゝ用見ゑ牛物ハ片結也 物ハモ呂加那也) 」又帯ノ結様事中ニ間見用ノ 中信トノ女ヒヲ花テ ヲ結ヒ 帯ゝ片結ナリ

油 和セノ丁

水神 和ニノ十二丁

蜘蛛 和ニノ十二丁

鼈 和三ノ三丁

芝 和七ノ十丁

蹉 和九ノ十丁

蚊 和十九丁

うつゝじのも 虎ハ肉月ノ名ニ 和七ノ廿丁

水銀 和十九丁

重粉 和十九丁

鉛粉 和十九丁

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

味噌 蒸ニシ八 ウちノ八 往下セ九ル

ミヲ 和セ久一セ

衣桜（ミツカ） 口花ビラノミミ

ふくびめ 赤糠漬 和セノナセオ

ふうぐ 四加賀

ふづく 四加賀 国十八 図さうづき

ふつ 四リノ多四 固 後期 後期之図 後期之図 吹図

ふうぢぐい 四あぐら 国ノ 後期 重之国 ふつりも

ふうつ ふつう 山口中初丁

湖（ミツウミ） 和ノ八丁

水神（ミツカミ） 和二ノ十二丁

囲碁（ミツゴ） 和二ノ十二丁

鰻（ミツマタ） 和三ノ三丁

苧（ミツマタ） 和十七ノ十丁

蹊（ミツカキ） 和八ノ十五丁

蚊（ミツカ） 和十九丁

ふつくしの花 和十ノ九十八

水銀（ミツガネ） 和十ノ九丁

三夏粉（ミツカネノカス） 和十ノ九丁

鏡粉（ミツカネノケムリ） 和十ノ九丁

新井朗詩集 甲九丁 文友の第二 雪満 寒親 雪之 法 和ノ廿

三内口文 甲七丁 一水引伝物語

おい白紅 ふあり 此一筋

一向男 ふん半白ノまま

已物八片 也 物ハモ口加ノ也

中信トノあるヒ指テ

為ふ片鏡ナリ

殿 ふる ふつ

のふつふ 水ヒ

ふもふふ

ふふ 正共ふ

ふヒふ

水ヒを

ふふ 非羽 ふ

ふふ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

水精　和十ノ六ノ
滴水壺　和十ノ三
水瓶　和十ノ三
鳥籠　和十ノ四
鶏頭　曲芽
水滴器　和十ノ五ウ　スミスリカメ
鏡鞘　和十四ノ
承鼓　和十五ノ二
進十絹　和十五ノ五ウ
神事物　和十五ウ
水指　和十ノ五ウ
三味川　後ろり
水のほとり　和
この院　人をとらえる
古をとらえる
ある君
三山の妻の
うつ好
をしとる
かつらをかぶったり

水をかこむ
この反
高日ぐも
この君
この弟
この妻
この竹
この家
この社
この色　和歌山の
和歌山の
神事物　この柏
この柏　長柏
水の柏
この柏の色
この柏の色

水をかこむ
この反
高日ぐも
この君
この弟
この妻
この竹
この家
この社
この色　和歌山の
和歌山の
神事物　この柏
この柏　長柏
水の柏
この柏の色
この柏の色

天木集巻第九　雑歌下

雪

来時ありきをきもせもる月をもなほしるのは
夕立のふきをきもせやすみてすゞしくふる二日月のそらイ

慈姑

散る秋をうけてくれいあるろーをやいて
遊ぶらんをつくりのきの美徳加度よ
続古今　秋歌上　人の家をてもとそ
秋ふかみ　倉稲魂
秋ふかみこゝかを数て　半夜

この色を
秋ふかみ
伊勢物語
上秋　工和歌

この色は黒色ノ誤ナラン

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

三流

隣す 〔くたびれ〕 〔判読困難〕

三錦上ト銅カ〔判読困難〕唐書云太宗云以銅為鏡可以正衣冠以古為鏡可以見興替以人為鏡可以明得失朕常保此三鏡以防己過今魏徴逝

一鏡亡矣

草鏡

宗祇続紫野集他

此地をしる人の家まやせくらん

駅数の心ちせし水もまやかはあらぬ

かなりけるかなしもを

水より煙ノ立ツ 徒士九大四三ノ十二ウ

〔判読困難〕ノタキ 徒廿大成三ノ廿オ

水引ノ白糸 同注 麻ヲ水ニ浸シテ後皮ヲ剥故也 紀生業信三十七オ

水ハ方円ノ器ニ随 白氏文集 〔判読困難〕十八オ首

水車 盛衰記七ら 長刀ヲ振上テ水車ヲ廻シケレハ

御杖代 皇大神宮儀式帳 明一ノ三オ 〔判読困難〕

明花記下四丁 三角ノカシハノ盃トテ三見ノ東九サラ引ト云所ニテ柏ノ葉ヲ取事アリ 歴記ハ

此嶋ケンノニツ陸地ヨリ通路無間高塩ノ絶ル時此島ノ陰ニ船ヲ泊メテ此柏ノ葉ヲ

浪ノ上ヘ〔判読困難〕落ス神杯ニ成キハ必沈ム其墨ニ当テカハ〔判読困難〕テ三ツトモ其故ニ〔判読困難〕テ

神拝ヲ占フ是ヲ柏ノ神ト号ス廿ハ斎宮ノ〔判読困難〕ニモ見ヘ思カ子三角柏ノ上向ヘハヒツ大

〔判読困難〕ノ花ノ葉平ヲ寝ノ夢ヲ見カ子柏ヲ流ヌヨミヌナリ此名ヲ書たる

ベシ其ニ〔判読困難〕年ノ十二月十五日又此事乱也例ニ任テヒヨミ等アサリノ浦ヲ伺テ見テ塩

ノ塩間ヲ待居タルニ塩高クシテ〔判読困難〕葉ヲ取ヘキ便も無シ又三角柏ヲ〔判読困難〕落スニ一〔判読困難〕

三ツハ水呑ノ緒 今七九丘十一ノ廿二又廿ん〔判読困難〕結付ル図アリ 水色衣モ 直ろ十二ノ五二	水麻笥 〔判読困難〕 水車 徒三	水随ニ方円器一 文ろい 水色 諸〔判読困難〕	水ウマヤ 文二七一 〔判読困難〕	水鏡 文五五 水火ニ〔判読困難〕	水帳 信一五六 水手 〔判読困難〕	水字 〔判読困難〕	水引 〔判読困難〕 水引 〔判読困難〕	水引ミテ結フ 〔判読困難〕 水引 〔判読困難〕	紅白水引 上六

水ニ濡九九
扇ノ紙

ミ施

続ケ
ハけくなりけるをくたちつるまでもみえける

三錢上ト銅。古。人。ノ三之 唐書云太宗云以銅爲鏡可以正衣冠

古爲鏡可以見興替以人爲鏡可以明得失朕常保此三鏡内防己過今魏徴逝

一鏡亡矣

草ノ仮名
あくのうちの鏡となりぬ世ゝや[illegible]

水ヨリ煙ノ立ツ 徒十九大日三ノ十二ウ

水ノ行キ 徒廿一大成三ノ廿オ

水引ノ白糸 同注 麻ヲ水ニ浸シテ後皮ヲ剥故也 紀生素衣三十七オ

水ハ方円ノ器ニ任 白氏文集 源氏拾穴三帚木十八オ首

水車 盛衰十五ノ七ウ 長刀ヲ振上テ水車ヲ廻シケレハ

御杖代 皇大神宮儀式帳 群一ノ三オ 以豊鉏入姫命[illegible]

明花記下廿四オ 三角ノカシハノ盃トテ三嶋ノ東九サフ[illegible]ト云所ニテ柏ノ葉ヲ取事アリ 辟語ハ

此嶋ケンソニシテ陸地ヨリ通路無間高塩ノ絶ヌル時此嶋ノ陰ニ船ヲ浮メテ此柏ノ葉ヲ

浪ノ上ヘ苅落ス神杯ニ成ヘキハ必浮フ其墨ニ当テ沈ハ必ス沈テ三ツクト丸其故ニシテ

杯イ
神拝ヲ占フ是ヲ柏ノ神ト号ス此ハ斎宮ノ乎訂ニモ[illegible]思カ子三角柏ノ上ニ問ヘハ[illegible]

ウカフ侯ヒケリ在原ノ業平ハ寝ノ夢ヲ思カ子柏ヲ流ソヨミタリケル此忍ヲ書ル[illegible]

ヘシ其ニ去年(明応二年)ノ十二月十五日又此事アルヘシ例ニ任テヒヨシ等アサリノ浦ヲ伺テ見テ塩

ノ塩間ヲ待居ル二塩高クメヽテ伐[illegible]ヲ取ヘキ便モ無シ又三角柏ヲ苅落スニ一葉

モ不浮ニ天シ七

水ニ溺死ル
ホウニソコノ廿ミウ

鳥丸靴
廿三ノ丁廿三ウ

三ツ、水呑ノ緒 今七九負十二ノ廿二又廿ん下モ三十ニ結白ル図アリ 水色 衣モ 道四十二ノ五二	水麻筒 未 水車 徒五三	水随ニ方円器一 文四八 水色 諸道役、十段氏木[illegible]淵故茸[illegible] 者ニ一段 衣モ乃以不分也	水ウミヤ 文二七一 負三ノ三十 此菖ハ唐書云水色日云 負調ト云 国華九号ノ九	水鏡 文五五 水火ニ攻メラレテ 後下二ノ十九ウ	水帳 住一五三 水手 葉ノ手ノ札 薯集巻五 季二条院皇太后宮七月七日ノ摂子会 ありくける[illegible]のかきて見ると云	水字 舳二七 富居部ノ上ノ廿二角ノ流レ、共ニ引テ居ナスヲ云ナリ	水引 内五七又一五三上三 負ハノ廿七 負十七ノ卅 糊ヲ引タル紙縒ナリ 水引 内一五六 仏前ニ金襴ナトヲ门字形ニまとふを云	水引ミテ結フ 負九ノ[illegible] 水引 梅檀 鎧ノ袖ノ鞢障ノ柱ノ下ニアリ 栴ノ鞢障ノ下ニアル 胴ニモアル	紅白水引 上六

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

ミツエビ 皆附ノ一ツ 大指中指ハ指折ノ三シツクシテ云 蝦背ノ[illegible]

みつしき

火取	大きさ
手[illegible]	一

、水鳥ノ頸 [illegible] 三矢 [illegible] 又[illegible] 三組ノ矢 [illegible]

、水縄 [illegible] 三山[illegible] [illegible]

、三折ノ短冊 [illegible] 三成橋 [illegible]

、みつがしは [illegible] みつまさる女 [illegible]

、三ッノ柏 [illegible] 三ッ四ッ [illegible]

三ッは四は 長ハ [illegible] 三ノ隆 [illegible]

、三ッかしら [illegible] 三ノ鏡 [illegible] 唐書太宗ノ詔

、三ッ物ノ遊 [illegible] 三ノ車 [illegible] 法華経

三ッ目ノ餅 [illegible] 、三目ノ足 [illegible]

、三ッ頭ノ[illegible] 三妻鏡 盛衰記 [illegible]

三星五星ノ盃 [illegible]

三瀬川 伊勢安濃郡 [illegible]

、御厨子棚ニ物ヲ至ヲ [illegible]

御厨子、棚厨子 [illegible]

、御厨子所 [illegible] 西人[illegible]

鐙鞘 ミヅシ [illegible]

、ミヅシカ子 [illegible] 、[illegible] [illegible]

ミヅツキ [illegible] 光信 [illegible]

御綱ノ助 [illegible] みづ[illegible]

瑞籬 [illegible] 光行 [illegible]

密[illegible] [illegible]

蜜印 [illegible] 東[illegible]

白[illegible]章戒[illegible]

澪標 ミヲツクシ [illegible]

水引の糸 [illegible]

水[illegible] [illegible] 文選 [illegible]

[illegible] ミヅモリ [illegible]

水[illegible] [illegible]

光顕 [illegible]

光[illegible] [illegible]

水鳥 ヲカ 長ミ
水縄 ナワノナゴ
三折 箱冊 糸
三成梅 熟乾ヨシ
三は四は 長い
三ノ梅 船ヲ引上ニヲシ
三ツ四ツ二ツ 枚ニノ一ガ
三ノ燈 油乾後一 ホコノ口ヨリ イナリ山ニテ
三ノ鏡 前名松一 唐墨 太宗ノ御銅ノ人ロニカニヲ鋳ヨル
三ノ車 ウナゴニ 法華経

水引 ミヅヒカリ 水則 五ノ井ノ下 横折庵ノ名 ナゴ漬ヤム堀ニテトル又俗ニ水鼻ノ上
水車 ミヅクルキ 轆轤 五ノ井ノ外 後漢書ニハ張衡作
方諸 五ノ井ノ下 淮南子ニ天文訓ニ
陽鳥 水低去ル 五ノ井ヨリ後漢ニテ張衡作
陰水 寒露 五ノ下ヨリ
水引の糸 五ノ井ノ下 ウナゴヲトリ
水鼠 毛結ヲ 五ノ井ノ外 文選 李善注ニ
院漿 ミヅモリ 五ノ井ノ外 淮南子ニ
水ダル 五ノ井ノ外
光顕寺左 日足ノ二三
光琴 表 日長ノ二

光長卿 年中行事 ○ 日本花サカリノ七ソ

光元 美敦世ノ人 ○ 土佐光信ノ孫 光茂ノ子 永禄十二年正月廿三日

戦没ノ時ノ年三十歳

後撰集 雑三

つくしの白河とふ所なまそ侍るに大貳藤原おきのぶ（奥範）

の朝臣のまうで渡るついでに水たべんとてくらうどなど侍るひるの姫

そ水をくみてまゐらせ侍るを白川のこと（先下同）もいまさら我黒髪と申ける時女乃石井よ水くみそめし

後拾遺集 雑五

冷泉院東宮と申ける時女乃石井よ水くみそめし

かくばかりふるさと我もあとはをこと侍れも 源重之

重之家集

年をへてすめるしるしにみそれ川水もくもいまて老そ（ぬ）らん

ひえ殿のいも井よりの水くむさ（ら）のそきつくみそれ川

年をへてすめるしるしにみそれ川水もくもいまて老そ（ぬ）らん

散木集

七夕 夫木巻十三（七月）

老ぬれはたなはたつめよことしより秋風ふくと思ひそめてん

同

たなはたの思ひそめてし秋風ふくとはすれとつれなかる

秋まてもいくかもあらんあまの井の水かさもまさる舟なれは

夫木集 巻九

貴舟 ○ 高合

かもしかの谷のこころもしるらめやくもまてすめるみなそこ

同 巻廿四

題不知

讀人不知

うくませそこのかことをのみそ川のこころもくもまて

又世法華験記續往生傳
源頼光朝臣ニ
ちかくの若
弥陀のめのと
なりけしもの
よろしくそ
ありけるくし

同　巻七　岩井般若　百首　門田早苗

源仲正

檜垣嫗家集

かすてもる法師のをきないのりよりもひかのそらのさきへとゝるえよ
おほきハまりてまろもあくありて手つからかくもさかは
ありてをけをとりきさけていつかりし國守神拜に出らるゝ道にさしあひたれハ
めさとちるもの見つけてちとかくハちと見とちむるに守なるそとといふハ名高
きひろきこと人のいふをきゝあるにはよといつをくつしかれとかくれところも
あくそをけをますにおきてあかれハいそていとかくハありしそあれれとあれん
あそひわひて

大和物語

老をへてかくしいくハ白川のみつはくむまてなりにけるかな
文章器之野大弐ニての役なりける時

今鏡　序云

續世継ニ
やよひ十日あまりのころ
あそ玉のかくれたるハ以下檜垣集ニ
ころのもかくるさてくひをかりれハむかしすかたしける女の杖にかゝりしる女の
九本

無名抄

耳をかたふけて
道因ことといへる集ニ
かきもとつとそひるそうつすゝせる女に

新葉集

うきことをきゝてもかなきわかなきをうつしかへて紀あらして

群書百首
雲井一首集ニ
手水をつかひあきさむ廁より厩庭門前を見めくり
あ雲縁をつきに行をもあかのきれのいひ行手水をいやくつかし
水かありもかれハとてあくつらかし給へるれ家のうちたれハ
とそこうくありひあるうち人のきりるぬ旅のそれかりくし
ひそくまつやし其の濁池に諸をとあるあり

梅達秀　ぞ云云
集録下　五年
あく日よりうきゆ家あらん
弥陀注十年　ここハ延暦寺ノ善祐阿闍梨寒通ニ条后之故配流伊豆国云々
或本ニハ此哥作者ヲ二条后ト為リ然而多本読人不知トアリ
作者幽仙律師補ニ延厂寺別当ニ為ニ拜堂ニ登山之日於ニ西坂本月林寺ニ頓滅
畢又古日記云寛通ニ条后之故配云々此后寒通在中将ニ之條伊勢物語等
分明也而亦如此匝禪門等ニ不落居多積歟仍被ニ庵后住ニ給フ
家禅
宮寺抄ニハあるはとあるを集ちハ毋のとをかハ尚氏とある人のいそてなき欲め
つるものあるとの旅のあまたの人に通られしハいかまてもさけれと
家門をきのあまたに通へてそいと

おんま集
法師
あまされて行ちる射波の母のつかりしる諸人をかるま
あらし　誰か彼をまちよるかくと
集

助無勾秒抄

ヒツラノ事 総角事也

髪 カミヲフタツニワケテミヽノスナニミヽヨリ一すヲアツカミヲフタツニワケテミヽノスナニミヽヨリ一すヲアツ（耳ノヘナヨスヘシ）（カミノスソヲヨリテヨリアハスヘシ）ケテシタタヒヲスヘシソノウヘヲムラサキノクミテモヨリ（結）（組）（縫）糸トヲテモフトサハシソホトモシ ナカサ足ヨリアルミテ（太）（長）結ヒメクムスヒミシタレハ コレハ主上ノ御総角ノ名ヤウナリワナノカタチノヤウニアヤヲヲリテ（立星ノ子ハタヽメタルヤウニアヤヲヲリテ）ワナノナカヲスヒミテヨリアルヲ ワナノナカヲ（ムスヒミテヨリアルヲ）ヨリハリテスコシヤヘリ スキカヘリヲンヤウニテ（角）西ヲツノヽヤウニアルヲリ サテワナヲヌカメハウシロヘムキテ六すカヽリミテアメスキサカリテアルヘシ

主上ノ御総角ノ事

チタイハコノ定ニヒタルヲ御クシノスソヲミワケテアメツヲハクミアヘテシサテイヽヒトヽミテアケタルモトシヽトフヘシ

（解脱）（項）（髪）（結）（雅亮装束抄）

又云 面ヲ面ヲナトヲ字ヲモヨキ光モカケンヨシヘハ

オモタケシリカケ手カケモヘキ、和名ノヽシナカキ

オモヘハカキハ カヽムカキカリカケト 万葉ノ治用ノ

古今集秋 物ノカリカネ 日ヲ縫

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ヒツノ事 総角事也

ミツカミヲフタツニワケテミミノスナニミヽヨリ一寸ヲアケテシタヒヲスヘシソノウヘヲムラサキノクミテモヨリ糸トミテモフトサハカリノホトナルナカサ三尺カリアルミテ結ヒメクルスヒミシクレハコレハ主上ノ御総角ノ先ヤウナリワナノカタチノサヘミアテタヒヒミテワナアルヘシ

ワナノナカヨリスコシサヘヽスキカヘリテヤウミテ両方ツノヽヤウニテアルヘシカメハウシロヘムキテ六寸カリミテアメスキサカリテアルヘシ

主上ノ御総角ノ事

チタイハコノ定ニヒタルヲ待クシノスリヲミワケテアメツヲハクミアハセテカミヘアケヘシサテイヽヒトヽミテアケメルモトシヽトフヘシ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

和名抄毛髪類ニ唐韻云髻ハ髪結也 音計 和名毛止々利 四声字苑云髻ハ屈髪
也 音還 和名美豆良 一云訓上同 と見えたり 記傳ニハ引漏されたり 髻 訓もとゞり
髻 を ミツラ なるは 一云訓上同 と あれハ上なる 髻ノ字をも ミツラの訓あるなり 神代巻
の 髻を ミツラとよめるなるべし 和名抄下ノ卷ニ訓上ニ同と点するハ非なり上ニ同とふるべし 此巻 同上とかくへし上同とかけるゆへ上なるか下なるか見しりきがたし
私記 [illegible]一下 髻 モトヽリ 唐韻云 髻也 順和名云 毛止々利 「下ノ卷ニハ 髻 唐韻云
髻也 順和名 毛止々利 上下 山 髻 アツラ 用組束 髪也 四声字苑云 ー屈髪也 順和名
云美豆良 「同下ノ卷ニハ 髪 ミツラ 用組ニとアリテ 劒ノかぶつけと云字ノ下のーなし」とみえたり
字形の 髻も下ノ卷の髪と 同字異体なれ とも 髪ハなるなれ 和名抄にハ髪
字を 髪 カツラの下と 華ノ髪 と いふ処ニ見えて カツラとよむへくまれハ 新紀なるハ
髪なるを あへ■めつきし 紀ニも 髪を カツラに用ひられ たるハ紀ニ見 [illegible]

文 [illegible] アゲテミツラニ
結髪為髻 ミツラト ノミ 旧訓 ■ 纏 其髻 髻及腕 とあるハ 記ニ 纏左右御美豆良
是 亦 紀 作髪 亦 紀 左右字と あるを 合せ考ふる 纏其髻 髻 及 腕 と
よむへし さて 髪帯ニ 髻ハ 居濟切 髪結也 髻ハ胡慣切 結髪 髪ハ 皮宗切
髻也 髪也 達計切 髪 鬘也 髪ハ同上 又先歴切 とありて 髪字も見ゆれど 闕

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

みなと　清輔　いろは下三九

新勅　為家　すみよしの　みなとの…
みなと　又ハ　ほさきの…
…　水上月　…　みなとの　…　月ハ…

湊ミナト　和二ノ七丁

河貝子ミナ　和十九ノ六丁

白薇ミナシロクサ　和廿ノ十九丁　典薬式ミナシクサ　同社一ノ廿八

背膂ミナワタ　和十六ノ十八丁　和名抄一説背ヲ皆ト訛レルト云説ハ非也　…

草の枕は　…

みなしこ　…　河社一ノ廿八

みなくるあらの　…

みなむしろ

六月被

みないきのり

水長鳥

みなとに用ル文字ノ説　…

ミナ水無月校 育国乃国月ミれ ケう三二ふ 世論ノ中ノ千五 徒ナれ望ノ分う

ミ月校晦日ニ限うれて文ヒ 源親行ー紙行 許三三一

ミナ紅 ケハノ分 年ニ下ノ廿三 ミナ結び ケ十ノ九 徒廿二下ノ廿三 賢乙ノ考 弼ニ刀

ミナ紅ノ支 丑ミナ紅ノキヌ 紅ノ掌。白キ表着。松重ノ小袖。 未男 ケヘノハ

ミナ紅ノ考 弼ニ刀

ミナ未来記 後ニ六

ミナ水ノ明ノ今日珠 品ミノ五ニうり

ミラ見えこ(ら)うて 後ノ末

ミラノネノカ 和光ノ十三丁 典薬式白芷 ミラネノカ比ヨリ

ミラノ章 典薬式古点 ケ知ニ ミラノ白ミナアリ 古今ヌメ ミラノキ比ヨメリ

ミラノ章 古和又白蓮ヲ ミラノシラキ比アリ

薤白

未来記 後ニ六

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

三室戸

東鑑一ノ十 治承四年五月廿七日戊寅 官兵攻園城寺焼拂 宇治河上ノ橋ヲ
是三井寺衆徒依擯城郭也

明王記 四天王寺ニ納ル書 為守等令焼拂宇治橋之間
明王記 四天王寺ニ納ル書 為守等令焼拂宇治橋之間
三井寺ニ籠ル衆徒ノ為ニ
明王記 四天王寺ニ納ル書 為守等令焼拂宇治橋之間
三井寺ニ籠ル衆徒ノ為ニ
明王記 四天王寺ニ納ル書 為守等令焼拂宇治橋之間
三井寺ニ籠ル衆徒ノ為ニ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

三浦ム 未
待詩人 陽ろ云 日行三刃 名葉多、 第六二ノ廿五ノ
待占 葉秋下廿九丁

三井

三井の
三井寺

(ミノ)

ミのる[illegible]ぼ

三鷹 ミノワタ 和三ノ二十丁

葦子 ミノ 和十七ノ三丁

蓑苫 ミノハ 和十ノ十九丁

蓑 ミノ 和十ノ十八丁

蓑笠をきて[illegible]

ミのしろ衣

ミの[illegible]

[illegible]さゝめ[illegible] さのゝ

みのしろ衣

[伊勢物語] ミのむしのつける枝につけて人につかはしける[illegible]いとをかしきをあはれ[illegible]

[枕草子] 亭子院の[illegible]まへの[illegible]ミのむしのかくつくるを[illegible]つりまつりてあるを[illegible]の枝にかけてミのむしに[illegible]ふりしもぬれ[illegible]やと

[[illegible]] [illegible]ミのむしのなくなるを[illegible]ちゝよちゝよと[illegible]

[[illegible]] [illegible]秋の[illegible]ミのむしの秋にあはれ[illegible]

[[illegible]] [illegible]ミのすむかくるまを[illegible]

[[illegible]] ミのむしのおきまごひ[illegible]かのこゑ[illegible]

[[illegible]] 月の前のいりはなうつりて[illegible]あはれ[illegible]

[[illegible]] ミのむしの月のやどりをそへて[illegible] 丹十ノ類

[[illegible]] 春上 [illegible]二条[illegible]の[illegible]

[illegible]のミのしろうれ[illegible]太うちきを[illegible]

蓑ノ[illegible]ノ[illegible]衣 褌ニ賜リシ白衣ヲ云ナリ [illegible]

ミノ 美濃紙 [illegible]ノ[illegible]

身延山 後七ハ

蓑箱 [illegible]

巳ノ刻 バカリナル 小百六五 アメフラズ年ガイユズフルビザルヲ云

ミノボ 雅[illegible]

身ノ負 人ヲ[illegible]

三形

国立国会図書館 タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

みのしろ衣　後拾遺　ゐる雪のみのしろ衣打きつゝ
俳業抄　ふるものはみのしろ衣つゝめとや
白き雛をかざり置て　春きてもとゝまるものはみのしろ衣とて
又雪をいふ　みのしろ衣ぬぎすてゝ
あるとぞ雪下ろす　第七番　みのしろ衣
きつゝ　或説　有年経て心ある
雪を白妙ぞりし　お社を蓑のれりと若うと

（ミリ）

三枝草（ミツノクサ）　九十

貞観殿（ミツノクレケトノ）　加十ノ十

美草（ミツノクサ）　郁芳門（ミツノクサノモン）　誤カ

ぞ鰭の間の深もよ　おもおも

深もよ

深芭蕉

深もよ

ふかふかと深のよ

吉の江の深もよ

八重ふきねろ重ろ深もよ

くくり

くくり頃

やくくり

吹掛（ふきかけ）　紙（かみ）　反古（ほご）　玉不（たまず）　みのり

くくりのすまれ　ぼろ布　ぼろ

ミ九
ミクガ乃文　巻七ノ巻九ノ十メ心ニ
此葉ノ後取　巻七九　江次一ノ十五
此歌　此巻ノ二十七　江次一ノ壱　同指腹
十七　江次一ノ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

神功紀 ミテウ 解髪（トイテミクシ）

仁徳紀 トキミクシヲタリテ 玉手ヲ解髪（カミクシ）蹈（フミ）

持統紀 被髪（カミクダシ）徒跣

訓釈紀秘 カアクシアタ

和訓栞 ミクシラクメシとして引くう 髪ヲ下し 髪ヲ下し乱し 古点のみえてもされどもとハミクシとあるをミクシとかきあるをみるようにカミクシとミクシとやうにもこころもちそんな秋紀秘訓もやくあやまりうるもの

望陵の記等 後世七座 行幸（ミユキ）陵（ミサヽギ） 四ノ十

日本紀 サニノ十オ 仏刹（ホトケノミヤ） 同ウ 又造二佛像一既訖不得入堂（ミヤ 上ニ同ジ 仏刹）

八丸 宮ところばるれもそうろうそうろうをもあるもそもあれそ

天鏡 序 みなみなの字多くつくるみそうろうとてもかけられめをそかけてうふかめをみかみて

作りるいまし作り丙申の

神名帳 常陸国鹿島郡大洗磯前神社

古本ニ如此明字アリ見林跋ニ兼永本ニ据テ明ノ字ヲ加ヘシトイヘレモ此神ニノミ

明神 日本後紀 廿四 弘仁五年九月戊子奉二幣帛一明神一報二豊稔一也

続後紀 十八 承和十五年二月壬申

又 嘉祥元年十月壬申

漢書 廿五 郊祀志

土左日記考證 松窓雑録ニ明神トアリテ 明ノ字ヲ加ヘシトイヘレモ此神ニノミ

天皇御宇トアリテ 明ノ字ヲ加ヘシトイヘレモ此神ニノミ

名神トニナリシカ名ト明ト

タヽサレト差別ハアルヘシ 続後紀第廿四ノ巻ニ

承和之名神トアルヘシ 続後紀第廿四ノ巻ニ

李延山俗名ヲ訓ム 山谷明神

名神ノ明神ト 近代ニ

ロヒカヘテ 十三ノ卅八ノ十

桜宮 古代ノ九ノ十

宮地ノ高ノ一平尺ノ十

北ノ方ニ平尺一ノ十三

都の宮

ぞやまとてミ 和中抄ノ十

都の跡り 万葉

都のふり 和名抄

都のふり 神中抄四

ふるやびふるやびて 神中抄也

苗主 ミヤノ廿六
ミヤゲ 後ろこ
宮原 なこるん
宮崎永悦 時人ろんこそ
宮ノ内所ゐる ミヤノ廿九
宮川浮尼 時人みみる

都乃津登 那ミミニ 綜父
宮城野 時人ろみる
宮ノ下 なこるん
宮崎永悦 時人ろんこそ
宮川浮尼 時人みみる

ミヤノ三九 宮田ろ 美濃世等 土ろ
日華州ノ一九〇
日筆美人図壮ノ一九二ノ次 天保二年 辛卯歳 肖像ろり
下ろ名ろて也 歌こ 上腰ろろ 寛也ニ年 辛卯歳 肖像ろり
名曰 田文子ニ編士ノ五 ろ宗め 好ろりめ
田刹篇 七ノ五
宮闈 事十
明經内論義 禁殺下心十丁
ミヤうろめり 著紫ゐ
ゐ ミヤ明珍ノ四九 佐九九 参事
名詮 漫 ニろこ
名目誤 佐ハこ
明珍家書 佐九九 明珍系圖 庚申ノ四二
名簿 宮ゐノ十八
冥加 宮ゐ十五ノ廿九 宮ゐ十五ノ廿九 冥加も無キコトヲいかが 鮮こ
都ノ烏羽玉 都ノ玉椰ゐ女ニ
都ノ綾 ゐゐる人一
都ノ玉椰ゐ女ニ
ミヤ 松一ゐう 自筆定ゐ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13　ガラス使用

眉間尺

三ケ眉間尺 未

フ

御教書

ケヅリ

ケヅリグシ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

美夫君志特五一ノ七オ

ふふ七ふ　十の前の芽萬

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　　ガラス使用

(三五)

見工　姓門ナハオ

見ハ人ニモ見ラレ人ニモ云

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13　　ガラス使用

燈蠅 和十三ノ三十

俳諧物 後一二

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

山甲（ミサキ）　和ノ四

汀（ミサキ）　和ノ九

鵄（ミサゴ）鳩　和ノ十四

山陵（ミサンザイ）　和十ノ十九

市（ミサト）　和ノ四

左京右京の京をミサトとよむは、邑里あり、日し京師のごとくあるをいふ。和名抄に、京職は、左右京職は、左右京のつかさとつづけよむべし。和名抄に、美佐止三坊佐とあり。

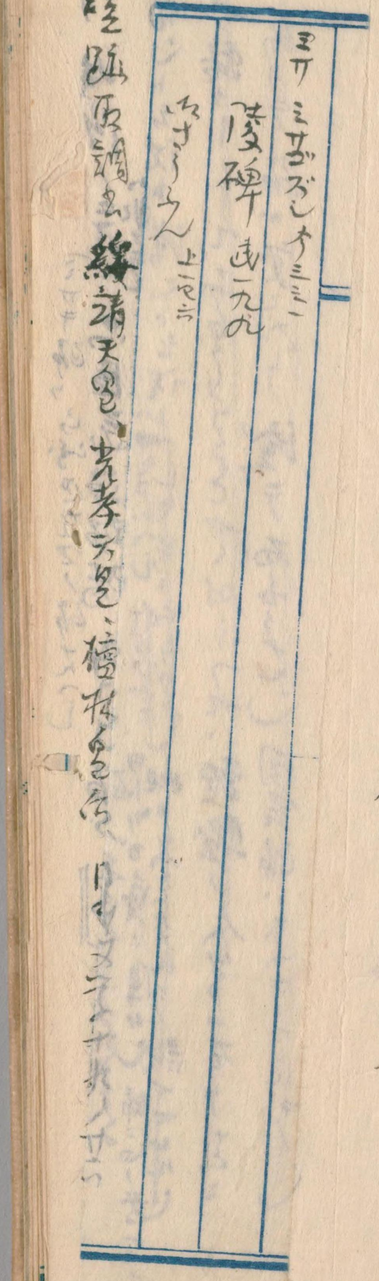

ミサゴズナミミニ

陵（ミサンザイ）　和ノ九

ミサンザイ　上ニヤマ

陵墓（ミサンザイ）　臨兵闘者皆陣列前行　神靈天皇、孝元天皇、稜（ミサンザイ）

汗ハ和ノ下ノ
磯リ和ノ上ノ

右眉 尻ヨリ
右上リ 尻ヨリ
右ノ筆方 天ヒノ
右祝 元亀天皇 慶応三丙二月壬戌 執令天下百姓一ト
ぶハこれリテ 男天皇 [illegible]
[illegible] 汗ハ
[illegible]

(三十一)

行幸の御事

行幸の施行の時の心得

行幸西京記六

狭二上ニウ　そのあつかひを司る人とをさ

狭二上ニウ　なれるをあづかりてそれぞれおのおの

ミメロン
冒目詩

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

耳　和三ノ三丁
耳蝕　和三ノ三
完骨　和三ノ三
肝　和三ノ三
聾　和三ノ四
聹耳　和三ノ四
木兎　和十九ノ十四
蚯蚓　和十九ノ十三
耳筒　和三ノ七
蕈　和三ノ十
瘡　和三ノ十

ぴくらくの病　ひくらこの病
ぴくらくのやまひ　ひくらこのやまひ
耳ちゐのかかるもの　ののかかるもの
耳洗ふ人　かめの耳洗ふ人

神田おさ

ぴくらく　未詳提流ニ　流ニ　詳提　美々北支夫　クキ師不当

ガラス使用

ミい

春蚓秋蛇　月令廣義 三ノ 王羲之傳 行々若縈春蚓、字々若綰秋蛇、注 字體柔細也

蛍花ニテモデ　ひめ宮（陽明門院）みゝずかきにせさせまゐるこれこそあそのみすゝみそへまゐらんとのたまはする

みゝかけ
耳搔　国三ノ四ウ

耳一ツアル草鞋　妹二中ノ二

耳決　類聚雜要抄 下卅四 図アリ 又下六又七

耳ノ垢取　骨董上編上六

ミヽちぎ　妹七ノ五ウ

耳環　東洋學会雜誌 為三号ノ一〇八 支那婦女耳環の起原 按ニ見え支ハ漢以前ニアリトス
鏡ニアリトアリわくらし

耳カラケ　見七ノ八

蚯蚓書　日本書

微妙　白拍子 義五百人一首

見見え　妹附十八ウ

蚯蚓笛　妹附十三ウ

蚯蚓の流ス　妹附十三ウ　寬保瞳 ... 新欣 ... 蚓 ... 忽

蚯蚓　呵人家ノ卵膜 見 卵ハ陽物也 呵卵膜ハイヅリブクロヲ吹ク也 執同帮力虞從

刑部　蚯蚓 ...

道家 ... 一筆 後 ...

... 小倭 ...

龍斗　片扇廿九

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　　ガラス使用

（ミレ）
うごろく四四度
うつむる四まで度四十七
ミレのイネ　加七ノ下

狭二下廿三ノ　（歌）うつむもミ（殿）うさも

歌ごとに

ヲしく　おなじのに一ノ廿八カ

ヲしく　おなじのに一ノ廿八カ

御修法　禁秘抄下廿二

御修法　御加持　禁秘抄上廿八

御加持ノ読　位ニヌニ八

見じト云ハコソウケレ　鉢木謡　評釈　首書

いつる人のそでとそうえ　トえもり

天皇第

御生氣方ノ御首途ノ奥ニ引帯シテ　御生氣在北ト時ハ黄色里

故用黄色一

江次第二ノ十七

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　　ガラス使用

御生氣の云 近例の仰通云 一稱せ云
云用而有之生氣者色ゝ 江戸ハ一ノサウ
仍生氣方 銭形 次ニノミ
未題承 晴八ツ敷

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

わかえ見上ニセ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

みもろそ川の柏　みのゝ三河柏

神中納言

店家 加十ノ十三ウ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

見世棚　骨董集上編下後十九

見世簀　ケナニノ本図アリ　武補一ノ十六ノ本図アリ　伴雅楽頭忠苗朝臣　作古式製之

見世簀図　集古ノ剣一ノ十　酒井

ミセギス　ケ、七ノ物　武翁記補注ノ図ハ常式ノ世中ノコシニアリ　伴

車ニ出シキマトニアリコハ色ノ衣ノ袖口ヲ出スコトニ別ナリ　ケ、ニ図ノ如ク簀上ノ出シキヌノフリヲ思ヒヤ

ミセン　ケ、七オ　ケイフル出シヒン

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13　　ガラス使用

ミスヤノ迎　陶淵明望庐阜

ミスカケル　雅芸一ノ十五オ　[illegible]ノ二ノ二九オ　伊勢家礼式
ヘシ人間ノカケルミスヰ鈔ニハ内ニアルモノセラル　神名ノキニ元ノニル

ミスンヌフ　雅芸サ

御簾　ミス　[illegible]ノ二ノ二八オ
モタレノミス。カレ名ラン。

御随身秦ノ事務　徒下九

仲簾ノオモシニ銅銀ナトミノ生類ノ作リ物ヲ懸ケ下ルヲ云フ　義長幸ハ少成記　タレカ竜簡鈔

ミスノヤリカ　[illegible]ノ二ノ二八ウ　雅芸上

ミスノコヒシ　[illegible]ノ二ノ二八オ　雅芸上
ヨリカケ下シ端

ミスノコトル　ウセモノハ

ミスノコノシ座ノ板　雅芸十九

ミスノ[illegible]　ウセモノハ　日花モノニ

見スヘカセテ　[illegible]ノ二ノ二ニ　雅芸十九
[illegible]ナリ見スヘシテ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　　ガラス使用

ミスノアミシ　空ノ六カ　大鏡一

831
60
13

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用